

# 遺族年金（遺族給与金）

## 1 概説

旧軍人、軍属、準軍属が公務上の傷病等により死亡した場合、その遺族が一定要件を満たしているときに支給される年金です。法律上は遺族年金（旧軍人、軍属）と遺族給与金（準軍属）ですが、死亡状況によって次の5つのグループに分かれています。

旧軍人の遺族については、原則として恩給法で処遇されているので、軍属、準軍属や恩給法の適用を受けられない遺族（戦没者の内縁の妻、事実上の父母等）が支給対象者になります。

## 2 支給事由

### (1) 遺族年金（給与金）

昭和12年7月7日以後の公務上の傷病（みなし公務含む。）による死亡の場合

\*旧軍人、準軍人の昭和16年12月8日以後の「みなし公務傷病」死亡は公務扶助料

### (2) 特例遺族年金（給与金）

昭和12年7月7日以後の内地等での勤務関連傷病による死亡の場合

\*旧軍人、準軍人の昭和16年12月8日以後の死亡は特例扶助料

### (3) 平病死遺族年金（給与金）

公務傷病による第1款症以上の障害年金又は増加恩給受給権者がその権利を失うことなく当該公務傷病以外の事由により死亡（平病死）した場合

### (4) 障害者遺族特例年金（給与金）

公務傷病による第2款症以下の障害年金、勤務関連傷病による特別項症から第5款症の特例障害年金受給権者がその権利を失うことなく平病死した場合

### (5) 特設年金（給与金）

① 昭和12年7月7日以後の公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、在職期間内又は退職後6年（結核と精神病は12年）以内に死亡した場合で、公務傷病又は勤務関連傷病と死亡との間に因果関係があるかどうかははっきりしない場合

② 昭和16年12月8日以後、戦地において引き続き6ヶ月以上勤務した者が、退職後1年（結核と精神病は3年）以内に死亡した場合で、退職後に発した傷病のみにより死亡したことが明らかなものを除いた者

以上5グループの年金額は、概ね、(1) > (2) = (3) > (4) > (5) となっています。

## 3 受給遺族

旧軍人等死亡当時、旧軍人等と生計維持又は生計同一の関係にあった者

① 配偶者（事実婚含む。）

② 子

③ 父母

④ 孫

⑤ 祖父母

⑥ 入夫婚姻による妻の父母

⑦ 事実上の父母

左記の順序で先順位者には高額の遺族年金（給与金）  
後順位者には低額の遺族年金（給与金）＝扶養加給相当額が支給されます。  
（障害者遺族特例年金及び特設年金は、先順位者のみ支給）

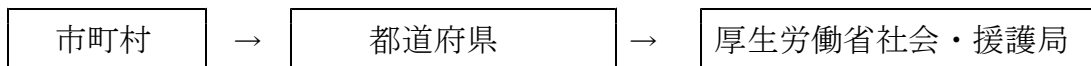
## 4 受給手続等

### (1) 請求手続

（受付窓口）

（経由、資料整備）

（裁定）



### (2) 裁定と支給

厚生労働省（裁定庁）では、受給権があると認めたときは、請求者に裁定通知書及び遺族年金証書を交付しますが、受給権がないと認めたときは理由をつけてその旨を通知することになります。

年金は毎年、4月・7月・10月・1月（特例措置で12月）の4期に分けて、その月の前月までの分が受給者の指定した郵便局で支払われます。払渡開始日は6日です。支払通知書は、預入払（通帳振込）の受給者には年1回、現金での受給者には年4回送付されます。